

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京担当部会)

令和3年2月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000666 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000118 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 58 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。1 か月間の新入社員研修の後、同社 B 支店に異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 58 年 4 月 1 日、喪失年月日は同年 4 月 30 日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A 社から提出された請求者に係る人事記録簿及び同社の回答並びに同社に係るオンライン記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務（昭和 58 年 5 月 1 日に A 社（本社）から同社 B 支店に異動）していたことが認められることから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和 58 年 5 月 1 日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000185 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2000047 号

## 第 1 結論

昭和 54 年 \* 月から昭和 60 年 12 月までの請求期間、平成 8 年 9 月から平成 9 年 10 月までの請求期間、平成 14 年 3 月から同年 6 月までの請求期間、平成 15 年 4 月及び同年 5 月の請求期間並びに平成 15 年 7 月から平成 16 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 54 年 \* 月から昭和 60 年 12 月まで  
② 平成 8 年 9 月から平成 9 年 10 月まで  
③ 平成 14 年 3 月から同年 6 月まで  
④ 平成 15 年 4 月及び同年 5 月  
⑤ 平成 15 年 7 月から平成 16 年 1 月まで

請求期間①について、私の両親は、私が 20 歳になった昭和 54 年 \* 月頃に A 市で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。請求期間②及び③については失業中でアルバイトをして生計を立てており、厚生年金保険の資格を喪失後、国民健康保険、国民年金に変更して保険料を納付していた。請求期間④及び⑤を含む平成 15 年 4 月から平成 16 年 3 月までの期間は、当時、B 社に再就職したが、厚生年金保険に加入させてもらえなかったため、国民健康保険に加入した際に、国民年金に加入し、個人で保険料を納付していた。しかし、請求期間について、すべて未納期間と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、父親に扶養されていた期間であり、当該期間に係る国民年金保険料は両親が納付していた旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得に係る入力処理日が平成 7 年 4 月 5 日と記録されていることから、加入手続は当該処理年月日当時に行われたと推認できることから、加入手続時点において、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、上述のとおり、請求者は、両親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた旨陳述しているが、請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付

に直接関与していないことから、請求者に聴取しても具体的な状況は不明であるとともに、請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

- 2 請求期間②及び③について、請求者は、会社を退職後にその都度、自身で国民年金の加入手続を行った旨陳述しているが、国民年金保険料の納付については、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額についての具体的な記憶はなく、請求者が国民年金の保険料を納付していたことを示す関連資料もない。

また、オンライン記録によると、請求期間②及び③に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る入力処理が、いずれも平成15年5月12日に行われていることが確認できる上、請求期間③については、直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日である平成14年3月21日を勧奨事象発生年月日として、第1号・第3号被保険者取得勧奨のための対象者一覧が平成14年5月22日に作成され、請求者に対し国民年金への加入勧奨（初回勧奨）が行われていることが確認でき、その後、未加入期間国年適用勧奨のための対象者一覧が平成15年1月28日に作成されていることが確認できることを踏まえると、請求期間②及び③当時に請求者が国民年金の加入手続を行っていないものと推測される。

さらに、上記入力処理時点において、請求期間②の保険料は時効により納付することができない。

- 3 請求期間④及び⑤について、請求者は、国民健康保険に加入した際に、国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の請求期間④における国民年金被保険者資格取得に係る入力処理日が平成15年5月12日と記録されている上、請求者が請求期間④及び⑤当時に居住していたC市は、請求者に係る国民健康保険の加入記録について、被保険者資格取得日を平成15年4月17日として同年4月22日に届け出ていることが確認できる旨回答しており、同市の国民健康保険担当者は、請求期間④当時、国民健康保険と国民年金は、同一窓口で同時に加入手続を行っていた旨陳述していることから、請求者は、国民健康保険の被保険者資格取得日と同一の平成15年4月17日を資格取得日として国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金の加入手続を行ったことが推認できるものの、請求者は、請求期間④及び⑤に係る保険料の納付について、納付場所や納付金額等の具体的な記憶はなく、請求者が国民年金の保険料を納付していたことを示す関連資料もない。

- 4 請求期間②の一部及び請求期間③は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

また、請求期間④及び⑤は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は極めて低い。

そのほか、請求者が、請求期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000450 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000119 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 (現在は、B 事業所) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が平成 5 年 7 月 31 日と記録されているが、同事業所を退職したのは同年 7 月 31 日であり、正しい喪失年月日は同年 8 月 1 日となるはずなので、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の A 事業所における雇用保険の加入記録によると、請求者の同所に係る離職年月日は平成 5 年 7 月 21 日と記録されている。

また、事業主は、給与は月末日締翌月 10 日払いで、厚生年金保険料は翌月控除であり、月末退職を希望する者の退職日は月末日とし、退職月分の厚生年金保険料を給与から控除していたとしているものの、請求者の退職日及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。